

第1312回 高知市教育委員会10月定例会 議事録

1 開催日 令和6年10月24日（木）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第41号 高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について

報告 ○第四次高知市子ども読書活動推進計画の素案について

4 出席者

(1) 教育委員会	2番委員（教育長職務代理者）	谷 智 子
	3番委員	西 森 やよい
	4番委員	野 並 誠 二
	5番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	竹 内 清 貴
	教育次長	植 田 浩 二
	図書館・科学館担当参事	高 石 敏 子
	教育政策課長	岸 田 正 法
	図書館・科学館課長	弘 瀬 友 也
	教育政策課総務担当係長	西 野 友 庸
教育政策課主査	四 國 真 衣	

1 令和6年10月24日（木） 午後1時30分～午後2時30分（本庁舎3階第二委員会室）

2 議事内容

開会 午後1時30分

谷教育長職務代理者

ただいまから、第1312回高知市教育委員会10月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員，お願いいたします。

野並委員

はい。

谷教育長職務代理者

本日は議案が1件，報告事項が1件となっております。

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委41号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

議案資料の2ページ，市教委第41号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」，説明をいたします。議案書には，3ページに改正文，4ページに新旧対照表をつけておりますが，別途机上にお配りさせていただいております。「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正の概要」の資料にて説明をさせていただきます。

まず，本規則は，県市で共同運営するオーテピア高知図書館及び高知市立市民図書館分館分室における図書館資料の利用に関して，貸出冊数や貸出期間，利用カードの登録など必要な事項を定めたものでございます。現在，市民図書館では，貸出期間を過ぎている利用者に対して，随時，電話等により返却の督促を行うほか，2か月ごとにシーラーはがきを郵送し，延滞資料の返却を促しております。また，貸出期間終了後6か月を超えても資料を返却しない利用者に対しては，新たな資料の貸出しの利用制限もしくは停止する措置を講じております。

今回の改正の趣旨としましては，図書館資料の貸出期間を経過した日以降の延滞について，利用停止までの期間を6か月から2か月に短縮することで利用者へ延滞資料の早期返却を促し，市民県民の皆様に，より一層の利用促進を図るものでございます。主な改正内容としましては，新旧対照表の第19条，資料貸出しの停止に規定しております，図書館資料の貸出停止に至るまでの期間を6か月から2か月に変更するものでございますが，その他規則全体の文言修正を行っております。

また，今回の改正は，市民の権利を制限する内容があることから，本年7月24日から8月30日までの間，パブリックコメントを実施しましたが意見はございませんでした。

次に，期間短縮による効果としまして，概要資料のグラフを御覧ください。こちらは本年6月15日に抽出した延滞による貸出停止者数の推移を示したものでございます。延滞による貸出停止者数は，現状の6か月で23人となっておりますが，2か月では419人となり，現状よりも18.2倍の抑止効果が期待できます。

この規則は，令和6年12月1日から施行することとしておりますが，経過措置としまして，改正前の11月30日までに貸出しを受けた資料については，従前のおりとし，貸出期間を経過した日から6か月を超えた場合に館外への貸出しができなくなります。また，高知県においても市と同様の

改正を行うため、市と同期間にパブリックコメントを実施し、10月17日の県の定例教育委員会において可決されました。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします

谷教育長職務代理者

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

まず、貸出停止者数の推移のところですが、貸出停止を6か月経たないとしていないので、この2024年6月15日抽出という表で言うと、この時点において、6か月過ぎている方が23名いましたということですね。これはどう見たらいいのでしょうか。この6月15日時点では、1か月の方は、1,118人もおり、2か月の方は、419名いらっしゃいました。この時点で、もしこの規則があれば、419名の方に貸出停止措置をかけることができていましたが、現状では23名にしかできていないという現状把握なのだと思います。過去においても同じ推移であれば、6か月経つまでの間にはかなりの方が返していると把握していいのかどうかということがまず1点です。遅れることは良くないことだというのは重々承知しておりますが、それはそれとして、それなりに返ってきているとみるべきなのか、はたまたあるラインがあって、この時点以降返ってこない人は本当に返ってこないという方がいるのか、そのあたりの実情を知りたいと思っています。

もう一つは、貸出停止措置になっている人が現時点で何人いるのでしょうか。貸出停止措置を現時点で受けている人が厳密に今日時点ではなくてもいいのですが、何人くらいいるのかスケール感を知りたいです。延滞している方はかなりいるのだけれど、6か月あれば大体は解消されていくこの傾向が全体的に言えることなのかどうかの2点について教えていただきたいです。

図書館・科学館課長

まず、返却の状況ですが、毎日、貸出しと返却が繰り返されておりますので、なかなかここを区切って任意返却がどれだけというのは拾いづらいところがありまして、年度ごとに集計した資料がございますので、そちらでお答えをさせていただきます。令和5年度3月時点で抽出しました数で申しますと、点数で言いますと、資料として2,099点、利用者人数では651人の方が延滞しております。この数字は令和4年度と比較をしても、若干増減しておりますが、令和4年度では1,990点、659人で、若干ではありますが4年度から5年度にかけて増えています。その6か月という感覚で言いますと、先ほどの4年度、5年度の比較で申しましたとおり、あまり変わらず推移をしているという形です。6か月というと半年と長い期間ですので、その間に一定の方は返しているけれども、返していないという利用者も数多くいらっしゃいます。

西森委員

統計を取りづらいものであるということが質問をしておきながら、お答えを聞いて分かったような気がします。今回、県と足並みを揃えるということで、そもそも延滞ということが良くないことなので、このように厳しめにしてみようという様子を見るということ自体に異論はございません。ただ、もう少し実情を知りたいです。棚卸的な感覚で言うと、増えたり減ったりがあるとは言っても、大体あるべき資料が毎年2,000冊前後ないということになると思いますが、それはそんなに変わらないということですね。ちなみに全国の傾向とかはありますか。大体何万点の蔵書があったらというパーセンテージ的なものとかありますか。もしあれば結構です。

図書館・科学館課長

延滞停止の期間については、調査をした結果があるのですけれども、申し訳ありませんが冊数まで承知しておりません。

西森委員

延滞停止までの期間はどのくらいでしたか。

図書館・科学館課長

中核市における延滞停止の期間を以前調査した結果では、調査した55館中、「即停止をする」と答えた館が11館、約20パーセントございます。「1か月未満」と答えた館が約半数でした。「ペナルティはなし」というところも8館ございまして、延滞をしても貸出しをしているという館も一定はございます。

西森委員

それを勘案して、現状は6か月であることを踏まえて、2か月くらいというところで結論を出されたということですね。

図書館・科学館課長

はい。

森田委員

二つほど教えてください。

一つ目は、このパブリックコメントの期間というのは、高知市としても長すぎるわけでも短すぎるわけでもないのかという確認が一つです。

二つ目は、市民の方が知らなかったということにならないように、館内にいろいろとお知らせをしたり、スマホのアプリでお知らせをしたり、そのような検討があるのかどうかについて教えてください。

また、延滞そのものをなくすために、例えば、今もどうしても延長したいときは、スマホのアプリで延長できる機能がありますが、それをもう少し伸ばせないかとか、そういう何か延滞しないための取組について考えられていますでしょうか。

図書館・科学館課長

まず、1点目に御質問いただきましたパブリックコメントの期間ですけれども、1か月というのは、高知市で定められた期間となります。

2点目の今後の改正後の周知につきましては、当然オーテピアのウェブサイトを始め、館内での周知、貸出機に表示をするなどを考えています。もう一つは、本日議決をいただきましたら12月の「あかるいまち」でも周知を行ってまいります。

3点目に御質問いただきました延滞をなくすために資料の貸出期間の延長というのもございましたが、今の規則では、通常の貸出期間は2週間です。その後予約が入っていなければさらに2週間延長できるというルールになっておりますが、新刊本や新しい雑誌など人気のものは200件を超える予約が入ってきますので、延長する期間を伸ばしてしまうと、次の予約の方が長い間待たなければなりませんので、そのあたりは今の2週間が妥当ではないかと考えております。

野並委員

質問ですが、6か月という期間は、いつごろから6か月となったのでしょうか。

図書館・科学館課長

高知県と高知市が共同で運営しておりますオーテピアですけれども、合築の話がありました当時、まずはシステムを統合して準備を進めましょうという話になりまして、平成27年度に一度、この規則を改正しております。当初、旧市民図書館の規則では、貸出停止措置は講じておりませんでした。県は貸出停止の期間の規定が規則にありましたので、双方で協議をして、当時、「6か月」という期間を定めたところでした。

野並委員

今回改正をされようとしているのは、平成27年から9年間、段々と6か月越えの方の人数が増えているということからなののでしょうか。

図書館・科学館課長

今回の期間の短縮につきましては、利用者の予約で待たれている方から早く資料を回してほしいという声がたくさんありましたので、今回、見直しに至ったところです。

野並委員

分かりました。ありがとうございます

西森委員

もし分かれば、あるいは今後御説明できる部分があれば教えてください。貸出停止になったが、結局大事な本は返ってきていないままであるというような事態は発生していますか。

図書館・科学館課長

2か月に1回、督促のはがきをお送りしていると申しましたけれども、10年間追っています。なので、10年間返していない利用者もおります。中には、例えばお亡くなりになられたというケースもあるのかもしれませんが、こちらにはがきが返ってこない以上、今、10年間は後追いをしているという状況です。

西森委員

本を愛する人のことについてあまりぎすぎすしたくはないのですが、中には結構価値のある本もあると思います。市場価値がついているかどうかとは別に、なかなか手に入らない本を貸出していることもあると思います。そもそも物をもっていかれているということは、極端に言えば刑法に引っかかりかねないということと督促状も郵便代が10月から上がったので、恐らく馬鹿にならない額になっていると思います。全国的に法的措置をとろうとしているケースもあるのでしょうか。

図書館・科学館担当参事

きちんと調べているわけではございませんが、法的措置をとっているという話は聞いていません。図書館の資料というのは、皆さんの税金で揃えさせていただいていますので、一定数そういうものも含まれてきている歴史もございまして、高額なものもあろうかと思えますけれども、もちろん相手が分かればきちんと弁償していただいておりますが、相手が分からない状態だと財産として失っているというのは事実でございます。もちろんその資料を次借りたいという方には、こちらが準備をして貸出しをするのですけれども、相手がきちんと見えない中で、刑罰的な処罰をするということは今までもやっていないですし、これからは業界的にはないのではないかと考えております。

西森委員

ここからは自分の意見ですけれども、子どもの頃に読んでいた歴史の本があって、発行は当然もうされていなくて、ネットで見ると意外と高い値段がついていたりするものもあつたりします。すごくニッチで好きな人にとってはすごく欲しい、そんな資料が返ってきていないということがあつたときに、その人がいかなる思いでそれを持っているのか取り込んでいるのかは分かりませんが、単純に違法であるとは思っているので、それについてペナルティなしなのかと思ってしまうところでは。

図書館・科学館担当参事

補足になりますが、今回は返さないというケースですけれども、無くした場合は、弁償という形になります。本当に貴重な資料は貴重書庫に入れて貸出しはしませんけれども、貸出しをしている限りはそういう無くされるケースもあるというのは前提になっています。あつてはいけませんけれども、無くされた資料を弁償していただくときに、市場に出ている古本は前の値段よりも高くなっていることがあります。弁償を求めるときには、元々の金額をベースに求めるというのがやり方になっています。査定の方がいろいろある中で、倍掛けというわけにはもちろんいけないということもあります。入手できない本もありますので、あつてはならないことではあるのですけれども、情報を伝え、提供するサービスの一つというところでは、無くされるということも含まれています。

谷教育長職務代理者

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

ほかには御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第41号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷教育長職務代理者

御異議なしと認めます。よって、市教委第41号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第四次高知市子ども読書活動推進計画の素案について」、事務局からの説明をお願いします。

図書館・科学館担当参事

第四次高知市子ども読書活動推進計画につきましては、5月の定例教育委員会におきまして策定の概要とスケジュールについて簡単に説明させていただきました。本日は、現時点の素案について、説明させていただきます。資料は、事前にお送りしました第四次計画の素案と本日お配りしたA4横サイズの資料、素案の概要が資料になります。主に、概要版を御覧ください。

では、まず概要の1ページでございます。「1 計画の趣旨等」については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月に策定した現行の第三次計画が令和6年度末で終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、子どもの読書環境の変化に留意しつつ、読書活動を推進するための方向性と具体的な取組を示した第四次計画を策定するものでございます。目的は、全ての子どもが、いつでも、どこにいても、知りたい欲求が満たされ、将来にわたり豊かに過ごすことができるよう、子どもの主体的な読書活動を支え、読書環境の整備を推進するというものです。計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間です。対象は、おおむね18歳以下の者となります。

「2 計画の位置づけ」は、体系図のように、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国及び高知県の子どもの読書活動に関する計画や、図書館に係るサービス計画と連動した計画としております。また、高知市教育振興基本計画を始めとする各種の関連計画や、関連する法律と整合性を図りながら進めていきます。

「3 第四次計画検討組織」として、庁内の関係課で組織する「子ども読書活動推進計画策定委員会」と、子どもの読書活動に携わる団体や学識経験者などで組織する「子ども読書活動推進計画検討委員会」で作業を進めており、庁内の策定委員会で作成した計画案に対し、外部委員の検討委員会で御意見をいただく形で進めております。5月以降、3回の策定委員会と、2回の検討委員会を開催いたしました。

続いて、概要の2ページを御覧ください。

2ページには、現行の第三次計画の取組や課題などについて、抜粋して記載しております。素案では3ページから16ページの内容になります。

「4 第三次計画」にありように、第三次計画期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大や、IGAスクール構想の実現など、子どもを取り巻く環境の大きな変化に臨機に対応し、手法の改善や優先順位を再考しながら計画を進めました。

「5 第三次計画の主な課題」の下線の部分について、説明させていただきます。「1 家庭・地域における読書活動の推進」についての主な課題としては、工夫を凝らして実施している親子ふれあい事業ですが、事情により来ない・来られない家庭があるということ、次につながりますが、障害や外国にルーツのある保護者や子どもなどへの対応が必要であること、読書ボランティアの活躍の場の仕組みづくりが必要であることなどが挙げられます。「2 幼稚園、保育所等」における課題としましては、積極的に取り組む園が固定化していること、言語や障害などで子どもと一緒に読めない保護者がおり、誰でもが楽しめる環境を更に整えていく必要があることが挙げられます。

「3 学校」における課題としましては、地域の方や保護者が読み聞かせなどを行っている地域学校協働活動ですが、学校によって活動に差があること、特別支援学校など一人一人の特性に応じた読書活動を推進する必要があること、そのためにも、オーテピア高知図書館や声と点字の図書館との連携が必要であることが挙げられます。「4 図書館における読書活動の推進」における課題については、図書館の各種サービスについて、効果的な周知が必要であることや外国語を母語に持つ

子どもへの読書環境の整備，図書館に来られない子どもへのアプローチ，障害などで読書困難な子どもにバリアフリー図書などのサービスが届いていないため，学校と連携・協力して取り組む必要があること，学校などに出向き，ニーズを把握することなどが挙げられました。

また，左下の囲み，「子どもの読書環境を取り巻く社会情勢の変化」としまして，素案13ページから一つ一つ書いてありますが，ここでは簡単に，「コロナ禍による生活様式の変化」から「オーテピア高知図書館，声と点字の図書館のサービス計画の策定も行っている」というのが背景としてございました。

それでは，概要版の3ページを御覧ください。

6番に，検討委員会でいただいた御意見を一部載せています。そこにありますように，「今後の少子化の変遷をどう捉えていくか。」，「読み聞かせをしてもらった経験のない人にも読む楽しさ喜びを伝えたい。」，「家から図書館に行けない子どもを読書に結び付けてほしい。」，「外国人の家庭にいかん資料を届けるのか。」，「不登校の子どもへのアウトリーチサービスがあるとよい。」，「情報弱者に対する各種サービスを関係機関と連携して届けることが必要。」，「これまでの積み残しは，時代を読み，当事者の声を聞く必要がある。」，「ボランティアの課題に対するアプローチが必要。」，主には，このような御意見をいただいております。

「7 第四次計画策定のポイント」といたしまして，先ほどの第三次計画の課題と検討委員会でいただいた御意見，素案13ページに記載してあります，国・県の動向や社会情勢の変化を踏まえて検討した策定のポイントが，この矢印の下になります。「デジタル社会の進展」，「学校教育における日常的なICTの活用」，「乳幼児期からの切れ目のない支援」，「多文化共生の推進」，「読者バリアフリーへの対応」，「オーテピアを核とした高知市全域における図書館サービスの推進」，「関係機関・団体との連携・協力」，これらを踏まえまして，第四次計画の策定作業を行っております。

「8 第四次計画の体系」です。第三次計画の体系から，少々，形を変えました。基本理念に「生きる力を育てる読書のまち・こうち」は，以前は，基本目標として掲げていたものですが，「あるべき姿，なりたい姿」ということで，理念としました。そのあるべき姿になるために，四つの基本方針を立てました。「Ⅰ 子どもの読書環境の充実」から「Ⅳ 広報・啓発活動の推進」の方針を立てまして，推進の方向はこれまでと同じく「1 家庭・地域における読書活動の推進」から「4 図書館における読書活動の推進」としまして，これらが連携・協力しながら進めていくというもので，そのためには，財政上の措置は非常に重要として，それを土台にして実施していくという図になります。なお，基本方針の「Ⅲ 関係機関の連携・協力体制の強化」は，少子高齢化による人口減少や経済の縮小などが懸念される環境において，様々な状況にある全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう，図書館や学校，幼稚園，保育所等を始めとする関係機関が密接に連携・協力を図り，それぞれの機能や限りある資源を積極的に活用して取り組むことが重要と考えます。また，各機関の機能や活動情報を共有し，その先にある団体や，支援を必要とする当事者に最終的に直接つながることで，より効果的に個別最適な読書環境の充実を図りたいと考えおります

「9 推進のための具体的な方策と取組」ですが，先ほどの「推進の方向」の1から4について，それぞれにおける具体的な方策を，カッコ書きで記載しております。また，方策の下には，それぞれの具体的な取組がありますが，概要には書ききれませんので，素案の19ページから26ページ，もしくは27ページ以降の取組一覧にまとめてありますので，そちらを御覧ください。一部だけ説明させていただきます。19ページから26ページの本文，もしくは27ページ以降の取組一覧を御覧ください。

19ページの「1 家庭・地域における読書活動の推進」でいきますと，「(1) 家庭における読書機会の提供」ですが，具体的な取組の①のブックスタート事業は，親子ふれあい事業として，これまでも工夫をしながら絵本の手渡しをしてきたもので，乳幼児期の読書活動の出発点として大変重要ですので，引き続き実施をしていくように書いてあります。「(2) 地域における読書環境の充実」については，具体的な取組として，①は，市民図書館の21の分館分室，移動図書館を含めました，

高知市全域の図書資料の充実を図ることは、市民図書館として大変重要な役割とっております。④にある読書ボランティアとボランティアを必要とする場をつなぐ仕組みを作るように考えています。

続きまして、「2 幼稚園・保育所等」について、一部説明させていただきます。(1)の具体的な取組の②にあるように、保育者が、読書活動について意見交換や研修等で絵本の重要性について学び、子どもが興味を持つ図書の充実や環境を整えていきます。(3)の②、保護者等のボランティア活動や関係機関との連携に取り組むことや、③多様な状況にある保護者のニーズに対応し、保護者自身が読める・読みたくなるよう書架づくりやサービスの情報を共有します。

「3 学校における読書活動の推進」の「(1) 読書活動の充実」としましては、⑤入学前の年長児童保護者対象リーフレットなどを活用し、家庭読書への呼びかけを行います。「(4) 司書教諭の配置と人的充実」の③学校図書館支援員の資質向上のために研修を実施するとともに、情報の共有化を図ります。「(5) 特別な配慮を必要とする子どもたちの読書活動の推進」として、障害のある子どもや帰国・外国人である子ども、不登校・不登校傾向にある子どもたちの読書活動支援を図るため、①子ども一人一人の特性に応じた読書環境を整備・充実を図るとともに、②オーテピア高知図書館や声と点字の図書館と連携し、障害等に配慮された図書や、1人1台タブレットを活用した読書活動を推進します。

「4 図書館における読書活動の推進」においては、「(1) 図書館機能の充実」として、具体的な取組①から⑤のように、発達段階や特性に応じて必要な資料を収集し、蔵書の充実を図ります。また、⑥図書館見学や職場体験などを通じて、情報の調べ方について学ぶ機会を提供し、情報リテラシーの向上に努めます。「(2) 集会・展示活動の充実」の③、読書への関心を高める取組として、ビブリオバトルの実施や学校との連携展示など、同世代同士で本を薦め合う取組の充実を図ります。

「(4) 障害のある子どもたちの読書活動の推進」については、バリアフリー図書やバリアフリーサービスの存在を知らずに読書をあきらめることのないよう、読書活動を支えることが重要となります。具体的な取組としては、①から⑤については、バリアフリー図書の充実を図り、図書の郵送貸出や読書機器の利活用の支援を行います。また、⑥教育・医療・福祉機関を訪問し、バリアフリー図書やサービスの周知を行います。「(5) 関係機関との連携・協力体制の強化」については、具体的な取組の①図書館から保育・教育の現場へのアウトリーチ活動を行うことや、⑤不登校や不登校傾向にある児童・生徒やその保護者に対して、教育研究所・教育支援センター等を通じて図書資料の提供を行います。また、⑥行政の関係各課と情報交換を行う場を定期的に設け、効果的な事業実施に努めます。最後に、「(6) 広報活動の充実」については、具体的な取組の③子どもの読書活動推進に関わる人の集まる研修会や連絡会の情報を収集し、積極的に図書館のサービスのPRを行います。具体的な取組の説明は、一部となりますが、以上となります。

なお、数値目標の設定については、前回の定例教育委員会でも御質問いただきましたが、高知市子ども読書活動推進計画では、これまで数値目標の設定はしておりません。第四次計画でも検討いたしましたが、やはり社会情勢の変化が激しい状況下において、読書活動の達成度合いを数値で検証するのは難しいのではないかとということで、数値目標や評価指標は設定しないという結論になりました。ただし、漫然と事業を進めるのではなく、取組の経過を見ていく観察数値を定め、計画期間中であっても、検証しながら手法の変更や、方向転換なども行っていきたいと考えております。

最後に、概要版の最後の4ページの「10 策定スケジュール」を御覧ください。本日、10月24日、教育委員会定例会において、素案の報告をしております。今月は、29日に、第3回目の検討委員会を実施したのち、11月29日から12月18日の間、パブリックコメントを実施し、3月末に第四次計画策定という流れになっております。なお、定例教育委員会では、12月にパブリックコメントまでの御意見を踏まえた現状案を、3月には最終案を報告させていただく予定です。

以上で、説明を終わります。

谷教育長職務代理人

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

1点目が指摘事項で2点目が質問です。「ですます調」とそうでないところとところどころ混じっています。3ページの中頃までは、大体「ですます調」ですが、1の(1)などは、「図った。」や「必要である。」となっています。これはそれでいいのかもしれないのですが、そこからしばらく「だった。」「だ。」と続いていて、もう少し顕著なところで言うと、22ページの(3)の4段落目までは、「ですます調」になっていますが、5段落目になると「努めていく。」となっています。22ページは、明らかに混じってしまっていると思います。前半のところは、もしかすると箇条書きは「だ。」「だった。」にしているのかもしれませんが、そのあたりの文章の整理をもう一度見ていただきたいというところが1点です。

それから、今回見て気付かされたこととして、御説明にもありましたが、5ページの「保護者等への読書活動の働きかけ」の課題として、母語が外国語や障害等で絵本を借りても一緒に「読めない」保護者もいらっしゃると思います。子どもに読んでと言われたときに読めなかったら切ないだろうと、今まで考えたことのない光景だったので、すごく衝撃を受けました。これに対する対応は一体どうすればいいんだろうと思いました。日本の子どもが外国に行って、日本人として日本語の限られた資料の中で学習するという場面も出てくると思いますので、お互い様の問題だと思います。そういう中で、自分のルーツを大事にして、自分の母国語で読めるものが図書館で借りることができたら子どもたちは日本で育ちつつも自分のルーツの言葉も教えてあげられて、すごくいい形の支援だと思うのですが、できればバイリンガルで両方のルーツを上手に持つ子になったらいいなとも考えると「読めない」保護者に対して、具体的にどのようにしていくといいのかなと思いました。これを読んでいたときに、お母さんは毎回毎回寄り添って読んであげられないけれど、「今度の日曜日にオーピアに行ったら読み聞かせ会やってくれているから一緒に行こうね」とか、そういう形の対策は取られているのだろうと思います。読み聞かせ会が行われていますよね。しかし、夜寄り添いながら子どもに読み聞かせを行う体験は、なかなか大事なことなのですよ。障害や言葉が使えない親子に対する方策はあるのでしょうか。そこについて教えていただきたいです。

図書館・科学館担当参事

おっしゃるとおりで、今回これを作るに当たって、各課が集まったときに、障害の想定はあったのですが、外国にルーツがある子どもたちや母語が外国語の保護者たちの家庭について、親子ふれあい事業でも話が出てきましたし、保育園でも出てきました。実際にもう一つあるのは、子どもは日本語を話すことができるけれど、親の方は日本語が苦手ということもある中で、もちろん読み聞かせ会は有益だと思うのですが、やっぱり親に読んでもらううれしさとかそういうものが情緒を育みというところで見ると、それも一つの子どもの読書環境だと思います。そこへきちんとケアができるような支援や対策を立てなければならないという視点には立っております。例えば、図書館の取組で今やり始めているのですが、外国にルーツのある子どもたちが教育研究所に通っておりまして、まさにその子たちに自分のルーツを確立できるような資料も届けるし、日本の文化を学ぶものも、それからサバイバル日本語と言って、命を守るための日本語の勉強をする資料などを届けています。そして、情報共有していく中で、そういう保護者が集まる会が定期的にかかっているということもお聞きしましたので、図書館もその場に入らせてもらって、何か困ったことがあったら図書館には自分の国の情報もあれば日本の情報もいろいろあるので、情報を調べる環境を作っていきたいなという話を教育研究所ともしています。保育所の方でも限られた予算の中でたくさんの資料はそんなに揃えることができませんので、実際にそういう方々と接する中で、何が必要なのかを聞き取っていただきながら、図書館の多くの資料の中からお届けするというのをやっていきたいと考えています。母国のことであつたり、ルーツのことであつたり、生活していくための情

報であったり、いろんな方面の情報を取る手段があるといいのではないかとということで、そんな形で私たちもニーズを捉えながら少しずつできることからやっけていこうとしています。

西森委員

今まで考えたことがなくて、どうしたらいいのかなと思っています。

図書館・科学館担当参事

例えば、だんだん大きくなると読み聞かせは必要なくなるのですが、受験をするのに願書を書くとなったときに、親が書いたりするのですけれども、なかなか書くのが難しいということをお聞きしました。それについては学校現場も分かっていると思いますが、それに対応するようなそれをどう支えていくのかみたいな資料も図書館にあります。図書館としても、そういう人たちを支援するためのブックリストというものも作成してまして、その情報が届くように具体的な取組として進めているところです。

西森委員

本当にいろんな知恵と工夫を出していただいて、手も足も体も使って本当にいろんなことをやっけていただいているなど感じております。小さい子向けの単語で構成されている絵本だったら逆に親御さんも頑張るのかもしれないです。今時、録音して、データをスマホに渡して、抱っこしながら一緒に聞くのでもいいのかなと思ったりしました。これからデジタルツールを使っていけば何かしら工夫はできてくるのではないかと思います。言うばかりですが、是非そういう情報を収集していただいて、そういった読めない親のことを視野に入れて、読めるのに読まない親じゃなくて、読めない人に一緒に読書体験してもらいたいようないろんな情報をまた仕入れていただければと思います。お願いいたします。

谷教育長職務代理者

ほかにはありませんか。

森田委員

私の方で考えたことが三つほどあります。一つ目は、広報啓発活動というところで、具体的に子どもの言葉で「めちゃくちゃこれ面白い」とか、大人の場合には、新聞の切り抜きがあって、新聞のここに載っていた本ですといった、本屋さんのポップアップのような子どもたちが手に取りたくなるような仕掛けなど、図書館に来た子どもたちに対するアプローチもいくつか皆様で御検討いただいてもいいのではないかと考えました。

それから二つ目としては、子どもの読書に関わる人材の育成と活用というところを含めてですが、学校の先生たちもなかなかお忙しくて、子どもたちにたくさん本を読んでもらいたいと思うけれど、どれがいいのか分からないということもあると思うので、オーテピアの方がコンシェルジュのような形になって先生たちの間に入って、先生たちにアプローチされるということも今後あるのではないかと思います。そうすると子どもたちの読む機会が増えていくかもしれないですね。

三つ目は、不登校傾向にある子どもたちへの支援というところですが、オーテピア自体を子どもの居場所にするのと遠回りして、本にたどり着くかもしれないです。直接本を読んでも言うのではなくて、子どもたちのサードプレイスのような、図書館に行くとか何か面白いことをやっている、ここに来たら楽しい本や仕掛けがある、それをきっかけとして読書につながるかもしれません。そういう機能の結果として、子どもたちが本に近づくといったこともこの基本方針の中でできるかもしれないと思いました。すでにやっていたら申し訳ないですが、いかがでしょうか。

図書館・科学館担当参事

ありがとうございます。おっしゃるようになってくれる子どもたちは読書をするという目的を持って来ている子どももいますが、そうではなくてふらふらと入ってくる子もいます。図書館は、お家でも学校でもないもう一つの居場所、サードプレイスというのが、今、また着目されています。分館分室も含めて、こんな時間に学生らしき子がいていいのかなというのを見かけても、もちろん見守りはしますが基本的には声はかけないです。そういう意味で安心して居られる場所というところ

ろの役割が元々ありますので、そこは意識してやっていきたいです。学生が勉強をするためにたくさん来てくれているのですけれど、それが読書につながらないかなというのは図書館員も思っているところです。でも、図書館に来るといことがまず尊いと思うので、それを踏まえた上で、来た経験が大人になってから「図書館があった。自分の子どもを連れて行こう。」という思考につながるというですし、来てくれている間に、それこそポップだとか心を惹かれるような本の紹介などが目に付けば本を手にとってもらえるかもしれないという思いで、グループ室などよく学生が使うコーナーの近くに、ティーンズコーナーを作って、そのティーンズコーナーのポップも中学生や高校生の学生と連携しながら作ってもらっていて、同世代から同世代へのメッセージをそこで伝えてもらって、本を手にとってもらうことができないかとそういう工夫は今もしておりますし、続けていきたいと思っております。

先生へのアプローチについては、先生方は本当にお忙しくて、高知市の場合、各学校に図書室があり、各学校に学校図書館支援員を配置しております。少人数のため併任しているところなどがありますが、基本的にはおりますので、学校図書館支援員が図書の選定をしているというのを聞いたこともありますし、そこを支えていくのもオーテピア図書館の役割だと思っておりますので、連携しながら資料のやり取りをしたりしています。直接オーテピアから学校の先生にというのは、今のところありません。これからアウトリーチでニーズを聞き出したいと思っております。現在は、学校図書館支援員を挟みながらやっているというところがございます。

森田委員

ありがとうございます。

谷教育長職務代理者

ほかにありませんか。

野並委員

ここにも提示されていますが、ICTの活用というところの課題の解決に積極的に取り組むことによって、例えば外国語の問題や障害、例えば視力障害の方が画面を拡大して字を大きくして見るなど、それから来られないという部分もICTの活用でタブレットによって自宅から学習に参加するということもできます。この取組をより深掘りするような取組はされていますか。単に課題として挙げるだけではなくて、実際にももう少し深掘りしていくということです。

図書館・科学館担当参事

声と点字の図書館がオーテピアの1階にあります。視覚障害だけでなく、バリアフリーのサービスというのは、肢体に不自由があるとか高齢によって字が読みにくいという方にも使っていただきたい資料がたくさんあります。例えば、声と点字の図書館には、録音図書や点字図書、絵と音声で読むようなマルチメディアデージー図書というのがあります。しかし、それを意外と知らないというのがものすごく大きな課題として捉えております。待っていても来てもらえませんが点字図書館も図書館のバリアフリーサービスもアウトリーチに力を入れていきたいという思いがあります。点字図書館は、それに加えて機器の貸出しもしております。1回目は機器操作のために来ていただいて、それ以降は郵便でのやり取りになります。読みたい本をいろんな形で提供していきたいということで、直接人につながるために教育・医療・福祉機関へのアウトリーチをする、それから学校現場でも機材を使うとクリアできる課題があるかもしれないという話もしています。学校と連携して、特別支援学級などにも団体貸出しをして、1回試してもらおうなどの取組をしていく必要があります。具体的な取組として、25ページのところにはそういうアウトリーチのことを書いています。限られた職員数ではありますがありますが、積極的にやっていきたいと思っております。ただ、1回つながってもそれが続かないということもあり、周りの先生や保護者も含めて理解をしていただかないと一過性で終わってしまうという恐れがあります。そこはしっかりと進めていく目玉と思っております。

野並委員

ありがとうございます。

谷教育長職務代理者

ありがとうございました。やはりすべての市民のために努力されているなと思います。

教育政策課長

補足説明をします。先ほど高石館長のお答えしました話の中で、声と点字の図書館の部分が出てきておりました。これは厳密に言うと、教育委員会の組織ではなくて、健康福祉部のほうになりますので、そこの組織間の連携を行った上で事業を進めてくという指針でございます。

谷教育長職務代理者

十分に連携をとって進めていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の議事日程を全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時30分

署 名

教育長職務代理者

4番委員
